

ファクタリングの自主規制団体 OFAが活動を本格化

東京都の補助事業対象となり 「偽装ファクタリング」排除へ

近年、「オンライン型ファクタリング」が伸長している。小規模事業者が保有する売掛債権をオンライン契約によって流動化し、運転資金を供給するサービスだ。中小事業者の資金繰りに資する一方で、一部に悪質事業者も存在することから、ファクタリング事業者7社は「オンライン型ファクタリング協会」(OFA)を設立し、業界の健全化を進めていく。来春に自主ガイドラインを策定し、幅広くファクタリングを手掛ける事業者の参加を募る。

金融機関でも導入広がる

ファクタリング事業を展開するフィンテック企業7社は11月15日、一般社団法人として「オンライン型ファクタリング協会」(OFA)を設立したことを発表した。オンライン型ファクタリングは、主に中小事業者

が保有する売掛債権(請求書)を、オンライン上でファクタリング事業者に売却することで、売掛先企業の支払いを待たずに運転資金を得られるサービスだ。中小事業者の資金繰りに資する一方で、法令等による業規制がなく、悪質事業者の参入も問題となっている。こうしたなか、当会は、2023年3月をメドに

自主規制ガイドラインを策定し、事業者情報の整備・公開を進めていく予定だ。
OFAの説明の前に、まずはファクタリングを巡る現状を紹介したい。従来、ファクタリング事業者は、大口の売掛債権流動化を手掛ける金融機関系と、小口の売掛債権流動化を行う小規模ノンバンク(いわゆる街金

オンライン型ファクタリング協会

代表 家田明



代表 武田修一



オンライン型ファクタリング協会の活動の方向性

〔図表1〕 フィンテック企業と提携し、
オンライン型ファクタリングを手掛ける金融機関 (35先)

青森銀行	秋田銀行	池田泉州銀行	愛媛銀行	大垣共立銀行
沖縄銀行	北日本銀行	紀陽銀行	きらぼし銀行	桐生信用金庫
群馬銀行	三十三銀行	GMOあおぞら ネット銀行	四国銀行	静岡銀行
清水銀行	十六銀行	新生銀行	西武信用金庫	仙台銀行
筑邦銀行	東京スター銀行	鳥取銀行	八十二銀行	東日本銀行
肥後銀行	百十四銀行	広島銀行	福邦銀行	北陸銀行
三菱UFJ銀行	山梨中央銀行	米子信用金庫	楽天銀行	りそな銀行

(注) 各社発表に基づく(サービス開始前も含む)。22年12月1日現在。五十音順。
(出所) オンライン型ファクタリング協会(図表2も同じ)

業者など)に二分されてきた。前者は大企業の財務部門などで利用されてきたが、後者は「高い手数料を徴求する中小企業向けのファイナンス」といった程度しか認識されておらず、一般にあまり良い印象を持たれていなかったといえるだろう。こうした状況に対し、10年代

後半からフィンテック事業者によるオンライン型のサービスが台頭してきた。非対面でのサービス提供を前提に、AIなど情報技術の活用によって運営コストを削減しているのが特徴だ。近年、一般の企業でも粗利を毀損し過ぎず利用できる「普段使いのサービス」として支持されつつある。このようなオンライン型ファクタリング、すなわち非対面での小口債権流動化は海外で先行しており、日本が世界の潮流に追いついてきたともいえる。

中小企業金融の状況はコロナ禍を受けて様変わりしている。多くの金融機関はゼロゼロ融資を手掛け、従前、取引のなかった小規模事業者への支援も行われた。官民累計で40兆円規模といわれる各種支援により、倒産が抑制された一方で、マクロの負債水準は大きく上昇した。各金融機関は通常の格付けとは切り離してゼロゼロ融資を行ってきたが、結果として「格付け上、追加融資が困難である先」が増えている。中小企業は、ゼ

ロゼロ融資を含むコロナ関連融資の返済が完了していない状況で、追加の負債を負うことへの抵抗感が増している。

こうした状況で注目が集まっているのが、オンライン型ファクタリングなど「補完金融」(オルタナティブファイナンス)だ。金融機関においても、融資以外の支援手法としてノンリコース取引であるオンライン型ファクタリングを導入する事例が増えている。コロナ禍を経て非対面型の法人サービスへのニーズが高まっている側面もあり、フィンテック企業と提携してファクタリング事業へ参入する金融機関は、35先に上る(22年12月1日時点、図表1)。

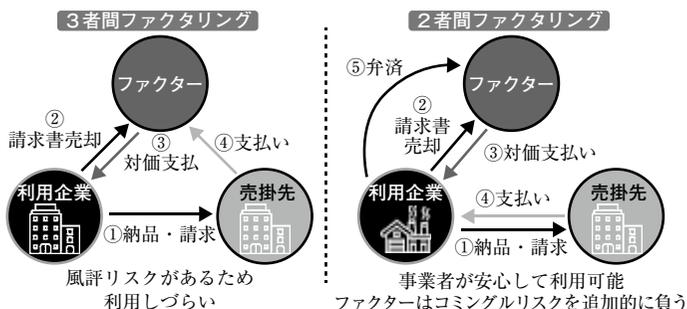
一方、従前どおり「オフラインでサービスを提供する小規模ノンバンク」も数多く存在する。大変残念なことに、こうしたファクタリング業者の中には、威迫的な取立行為を行うなどの悪質業者も存在する。さらには「ノンリコースのファクタリング」とうたいながら、売掛先企業の不払い時に顧客に第三者弁済を求めるなど、実態は貸付行為を行う「偽装ファクタリング」の存在も確認されている。すでに逮捕事例もあり、金融庁などは注意喚起を行っている。そのため、一般の利用企業にとっては、ファクタリングは「危ない、怖い」イメージがある。

主流となる 2者間スキーム

ファクタリングには大きく分けて二つのスキームがある(図表2)。ファクタリング事業者(ファクター)が債権譲渡を行う旨を売掛先に通知し、承諾を得て、契約対象の売掛金を直接売掛先から回収するのが「3者間ファクタリング」だ。一方、OFA各社が手掛ける「2者間ファクタリング」は、売掛先には債権譲渡を行う旨を通知せず流動化を行い、売掛先からファクタリングの利用企業に支払われた代金を、利用企業からファクタリング事業者に弁済することで決済が完了する。売掛先への通知は必須ではなく、「サイレントでの流動化」を行える点が一番の特徴だ。この点が利用企業のニーズに即していること

ファクタリングの仕組み

〔図表2〕



から、近年は2者間ファクタリングが小規模事業者向けの主流となっている。

ただし、「契約主体がファクタリング事業者と利用企業の2社間であること」「先にファクタリング事業者から利用企業に買取代金を送金されること」などから、「貸付の一種なのでは」とみられている向きもある。し

かしこの捉え方は正しくなく、ノンリコース性、すなわち「売掛先の不払いリスクをファクタリング事業者が負っているか否か」が判断のポイントとなる。実際に「真性の売買であれば金銭消費貸借には当たらない」という判例もある。

もつともノンリコース性は、契約書上だけでなく、運営実態も含めて判断されるものである。利用企業にとつては、実際に利用してみるまで、その事業者が適性にノンリコースでサービスを行っているのか、また偽装ファクタリング事業者なのかを判断することは容易ではない。第三者のサイト上で口コミ情報を参照したり、運営企業の体制がしっかりしているかをホームページで判断したりするといった手間・リスクが発生しているとも考えられる。

まずは自主規制の制定・順守で、業界発展を

ファクタリング市場が玉石混濁とも評される状況になった要因の一つは、ファクタリングを直接に定義し規制する法律が存

在しないことだろう。参入障壁が低いことで、新興企業がオンライン型のサービスを提供しやすい反面、よこしまな事業者が法令違反すれすれのサービスを提供しかねない。

では、規制法を作ることが最良手かといえ、そうではない。オンライン型ファクタリングは、従来トランザクションレンディングに期待されていた役割の一部分を担い始めており、23年10月のインボイス制度開始や26年の約束手形廃止など、中小企業を取り巻く外部環境も大きく変わる中で、運転資金の調達手段としてさらに重要性が増していく。ファクタリングサービスは柔軟に進化を遂げていくことが必要となるだろう。その際、法律によるハードな規制を課せば、本来あるべきイノベーションを阻害しかねない。

まずはファクタリング業界が一枚岩となり、契約の在り方や運営方法などについて自主的なガイドラインを設定するなど自主規制を行い、中小企業が安心して利用できる市場環境を整備していくことが、日本の中小企

業金融にとって最良だろう。こうした環境認識で一致したオンライン型ファクタリング事業を手掛ける各社は、フィンテック協会での勉強会を機に結成し、20年春に任意団体「オンライン型ファクタリング事業者連絡協議会」を結成した。

当時、協議会に参画したのは、H・I・F、OLTA、GMOクリエイタースネットワーク、Oクリエイタースネットワーク、GMOPaymentゲートウェイ、ペイトナー、マネーフォワードケツサイ、ラボルの7社。協議会はこれまで、関係省庁・団体との意見交換や業界としての自主ルールの検討などを行ってきた。そして今年10月に法人化し、後述するように東京都の支援を受けながら、業界の自主ルールの策定などの活動を本格化させている。

東京都が業界団体を支援

ファクタリング事業者は全国に存在するが、やはり中小事業者が多い大都市圏、とりわけ東京都に集中している。統計はないものの、われわれが確認して

オンライン型ファクタリング協会の活動の方向性

いる範囲では、ウェブサイトを開設しているファクタリング事業者は100社以上あり、うち8割程度が都内に所在している。ウェブサイトのない小規模なファクタリング事業者も含めると、都内には数百社程度が存在する可能性もある。

そこで東京都は今年度、多くのファクタリング事業者が都内にあることや、前述したように悪質な業者が含まれている可能性があることなどを踏まえ、中小企業がファクタリングを利用し安心して資金調達ができる環境の整備に向けた動きを促すため、ファクタリング業界において自主規制に取り組み業界団体などの募集を行った。

これに対しオンライン型ファクタリング事業者連絡協議会は、オンライン型ファクタリング協会への改組を前提に、東京都の募集に応じることにした。東京都では、審査の結果、応募のあった団体の中からOFAを補助事業者として選定し、OFAが行う自主ガイドラインの制定などの取り組みを支援する補助事業を開始することとなった。

補助事業者であるOFAは、①自主規制の取り組み（ガイドライン策定、情報公開など）、②ファクタリング業界内への普及啓発（研究会、説明会の開催など）、③利用者に対する普及啓発（ウェブサイトでの情報発信、セミナー開催など）を行い、東京都はOFAに対して補助金の交付や各種情報の提供を行う。事業期間は22年11月から23年3月までで、OFAは事業終了後、ファクタリング市場の健全な発展に向けた各種運営に主体的に取り組みこととしている。

自主規制ガイドラインを 来春にも公表

自主ガイドラインは、渥美坂井法律事務所や片岡総合法律事務所に所属する4名の弁護士などを交えて現在策定中であり、23年3月をメドに完成を目指している。ガイドラインには広範な項目を盛り込んでいくが、例えば、威迫的な取立行為は厳に行ってはならないことや、顧客情報などの管理体制を適正に運営することなどを明記する予定だ。OFA会員事業者がガイド

ラインに抵触する行為を行った場合には、自主規制団体として指導し、行為内容によっては除名などの厳しい措置も行う。ガイドラインは、策定後も市場や実務などの変化に合わせ、不断に見直しを行っていく。

今後のファクタリング市場は、デジタル化の進展や感染リスクの軽減などの観点から「オンライン型」取引が主流になっていくだろう。その期待も込めてOFAは、その名称に「オンライン型」と付けた。もちろん相対的に小規模なファクタリング事業者を中心に「オフライン型」の取引も行われている。このため、OFAはオフライン型の健全な事業者とも密接なコミュニケーションを図り、会員として迎えたいと考えている。貸金業者の中には、ファクタリング事業を手掛けた事業者もいると聞いており、今後市場に参入する健全なファクタリング事業者のOFAへの参画も進めていきたい。

多くの健全なファクタリング事業者がOFAに加わることで、健全事業者と悪質事業者との差

別化が進み、中小事業者にとってファクタリング事業者の選択が容易になれば、ファクタリング市場全体のさらなる発展が期待される。ファクタリングが安心して利用できる資金調達手段の一つとして認知されるよう、真摯に取り組んでいきたい。

いえた あきら

88年東京大学大学院理学系研究科修士課程修了、同年日本銀行入行。検査局、京都支店、営業局、金融研究所、金融機構局などを経て、11〜13年鹿児島支店長。16年金融機構局金融高度化センター長就任。18年マネーフワード入社。現在、マネーフワードケツサイ取締役会長。

ただ しゅういち
京都大学経済学部卒、07年ソニー入社。ブレイクセッションの経営戦略・経営企画などを担当。17年OLTA（オルタ）に創業メンバーとして参画。現在、取締役副社長CSO（最高戦略責任者）。19年フィンテック協会幹事長、20年同協会オンライン型ファクタリング分科会事務局長、21年同協会理事。